

分担金・拠出金の名称	国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金	平成28年度 予算額	4,305,383千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)				
国際機関の概要	UNHCRは、①難民に対する国際的保護の付与、②難民・国内避難民等に対する水、食料、住居、教育等の生活支援を提供するとともに、③難民の自発的帰還、現地定住もしくは第三国定住による恒久的解決を図ることを目的として、126か国・地域で活動する主要人道支援機関の一つである。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	UNHCRは、世界各地で発生している難民等を保護・支援することをマンデートとする国連機関。2014年から2015年にかけて難民等数が約18%増加する中、世界各地で、難民の保護と支援を実施。昨年夏に中東やアフリカ等から大量の難民が欧州に流入した際、UNHCRは難民登録のほか、難民の動きをモニターし、緊急物資の配布等を迅速に実施した。3月には、シリア難民の受入れに係る責任分担のハイレベル会合を開催し、国際社会にシリア難民の受入れを要請した。同時に、アフリカやアフガニスタン等、国際社会の関心が必ずしも高くはない地域においても、難民・国内避難民支援を着実に実施し、SDGsに掲げられている「誰一人取り残されない」支援を実施。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	・我が国の国際貢献の柱である「人間の安全保障」を確保するとともに、「積極的平和主義」を推進するために、UNHCRを通じた難民支援は必須である。シリアやアフガニスタン等、二国間協力ではアクセスが困難な地域で活動している。また、UNHCRとJICAの間ではパートナーシップが結ばれ、人事交流を含めた政策調整が実施されている。 ・現下の難民危機に適切に対応するためにUNHCRと協力して「人道支援と開発支援の連携」を促進。2016年5月に開催された世界人道サミットでは、「人道と開発の連携」をテーマとしたサイドイベントを開催した。 ・今年7月のクレメンツ副高等弁務官来日時に「民間企業パートナーシップ・セミナー」が開催され同副高等弁務官が講演した。19社・団体が参加し、日本の企業・団体がUNHCRとの関係を強化させる好機となった。また、UNHCRの国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター(通称「eセンター」)が日本のNGOの安全面での能力強化に協力しており、多くの日本のNGOが実地研修に参加している。 ・我が国は、1979年にUNHCRの意思決定機関である執行委員会のメンバーになり、予算を含めた重要決定事項において我が国の意見を述べている。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	・国連事務局内部監査(OIOS)による内部監査を実施するとともに、独立監査監督委員会(IAOC)による監査、MOPANの評価を受けている。なお、MOPAN等の評価では、概ね肯定的な評価がなされている。 ・拠出国に対しては、年4回の定例会合で報告するほか、報告書を提出している。 ・グテーレス前高等弁務官の在任中(2005年～2015年)に大規模な組織改革を実施。人件費を41%から26%に削減、本部機能をジュネーブからブダペストに移転させることで本部経費を13.7%から8%に削減させる一方で、緊急ミッション派遣を208件から460件に増加させるなど、定量的な成果を出した。2016年1月に就任したグランディ新高等弁務官も、難民数の増大に伴ってUNHCRの予算が拡大する中で、イノベーションを導入することによる支援コストの削減・効率化を図るとともに、新興国や民間を含めたドナーベースの拡大に努めている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	UNHCRの邦人職員は63名で2006年以降10年間で12名増加した。国際職員のうち、邦人職員が占める割合は2.3%(日本の拠出割合は5.2%:2015年)。UNHCRにおける日本人JPOの採用率は93.1%であり(同時期の全JPOの採用率は73%)であり、国連機関内でトップレベルである。邦人の幹部職員(D1)は3名。また、難民支援の最前線で活躍する邦人職員がメディアに取り上げられるなど、(2016年2月にNHKスペシャルが放映)、ビジビリティの向上にも貢献している。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	日本の拠出金の執行管理につき、以下のPDCAサイクルを通じ、適切な報告・フォローアップが行われている。 ①計画段階(Plan): 我が国の重点外交政策を踏まえ、政策協議等を通じて政策調整された分野でのプロジェクト・プロポーザルの精査を実施。 ②実施段階(Do): 予算拠出。ビジビリティの確保・広報に留意しつつ、執行委員会(年1回)、常設委員会(年3回)その他不定期協議の場や在外公館による案件モニタリングを実施。 ③評価段階(Check): 最終報告書において、成果目標等を確認。OIOS、UAOC、MOPANの評価も参照。 ④フォローアップ(Act): 政務を含めた意見交換、定期・不定期協議等の場を通じ、問題があれば指摘しつつ、改善を提案し、政策調整を実施。				
担当課・室名	国際協力局緊急・人道支援課				